

地球温暖化対策の推進に関する東京都と社団法人東京法人会連合会との覚書

地球温暖化対策に向けた取組を確実に推進し、都内の業務・産業部門の温室効果ガス排出量の削減を図るため、東京都と社団法人東京法人会連合会は、次のとおり覚書を締結する。

第1 東京都と社団法人東京法人会連合会は、地球温暖化対策の推進を図る目的から、協力して業務・産業部門における取組を進めていく。

第2 東京都と社団法人東京法人会連合会は、東京都の行う地球温暖化対策の施策について、連合会傘下法人会の会員に対し必要な情報提供等を協力して行う。

第3 社団法人東京法人会連合会は、地球温暖化対策報告書制度の普及を環境分野の社会貢献事業と位置づけ、次の事項について東京都と連携し制度の普及促進を図る。

- (1) 連合会傘下法人会の会員による地球温暖化対策報告書の任意提出の促進
- (2) 連合会傘下法人会の会員に対する説明会等による地球温暖化対策報告書作成支援
- (3) その他制度普及に必要な事項

第4 本覚書の有効期間は、締結の日より起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに双方から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

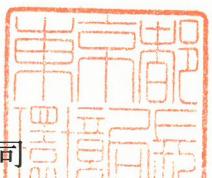
第5 本覚書に定めのない事項については協議の上別に定める。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月23日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都環境局長

有留 武司



東京都新宿区坂町13番地4
社団法人東京法人会連合会会长

大橋 光夫

